

1 丁

年		月		日		事		項		序	
三五		三		中央大学法学部卒業		出生年月日		昭和二二年一一月二二日		氏名	
三六		一〇		司法試験第二次試験合格		旧氏名					
三八		四		司法修習生を命ずる							
三九		八		司法修習生の修習終了							
四一		九		検事二級（京都地方検察庁検事）に任命する				司法試験管理委員会			
八		三		最高裁判所							
一六		二五		旭川地方検察庁検事に配置換する							
八		一五		東京地方検察庁検事に配置換する		法務省					
二〇		大分地方検察庁検事に配置換する									

2 丁

法務省

年

月

日

事

項

堀口勝正

昭和四六

一一一二

事務取扱の期間は昭和四六年一二月一一日までとする
東京地方検察官事務取扱を命ずる

東京高等検察庁

四九

三二三

東京地方検察庁検事に配置換する

五一

三二二

東京地方検察庁八王子支部勤務を命ずる
東京地方検察庁八王子支部勤務を免ずる

五三

二一四

札幌地方検察庁検事に配置換する

五五

八一五

東京地方検察庁検事に配置換する

五七

三二五

東京地方検察庁八王子支部勤務を命ずる

五八

四一

東京地方検察庁八王子支部勤務を免ずる

〃

八一五

東京高等検察庁検事に配置換する

五九

一一五

東京地方検察庁検事に併任する

千葉地方検察庁刑事部長を命ずる

3 丁		法務省		年	月	日	事	項	法務省	堀口勝正
ノ	三	ノ	ノ	昭和六一	三	二七	東京地方検察庁検事の併任を解除する 広島地方検察庁検事に配置換する			
一〇	六	八	五	平成元	一	一〇	かねて広島地方検察庁総務部長を命ずる 広島地方検察庁次席検事を命ずる			
一六	二八	六	二八	平成元	一	一一	東京地方検察庁検事に配置換する 東京地方検察庁公判部長を命ずる			
				ノ	三	一四	最高裁判所刑事規則制定諮問委員会幹事に任命する デンマーク、イタリア、西ドイツ、スイス、フランス及び連合王国へ 出張を命ずる			
				二	四	五	出張期間は平成元年三月二九日から同年四月一三日までとする 東京高等検察庁検事に配置換する 東京高等検察庁公判部長を命ずる			
				ノ	五	二八	最高裁判所刑事規則制定諮問委員会幹事を免ずる 最高検察庁検事に配置換する 公衆衛生審議会委員を委嘱する			
				ノ	六	二八	任期は平成四年一二月八日までとする 奈良地方検察庁検事正に配置換する			
法	務	省	厚	生	省	法	務	省	法	務
			務	務	省	務	務	省	務	務
			務	務	省	務	務	省	務	務

4 丁

法務省

年 月 日

事

項

堀口勝正

平成三一二一八

公衆衛生審議会委員の委嘱を解く

厚生省

五七二

水戸地方検察庁検事正に配置換する

最高裁判所

七三一

最高検察庁検事に配置換する

最高裁判所

八二〇

最高検察庁総務部長を命ずる

最高裁判所

九一〇

司法修習生考試委員会委員を委嘱する

最高裁判所

六一〇

最高裁判所家庭規則制定諮問委員会委員に任命する

最高裁判所

七一

最高検察庁刑事部長を命ずる

最高裁判所

八一

最高検察庁総務部長を免ずる

最高裁判所

九一

最高検察官特別考試審査会臨時委員に併任する

最高裁判所

一一一

併任の期間は平成八年一二月三一日までとする
矯正保護審議会委員に併任する

最高裁判所

一一一

併任の期間は平成九年一〇月一九日までとする
最高裁判所家庭規則制定諮問委員会委員を免ずる

最高裁判所

一一一

法制審議会刑事法部会委員に併任する

最高裁判所

一一一

司法修習生考試委員会委員の委嘱を解く

最高裁判所

一一一

検察官特別考試審査会臨時委員に併任する

最高裁判所

一一一

併任の期間は平成九年一二月三一日までとする

最高裁判所